

平成25年4月後期定例会 議事録

(1/6)

- ・開催日時 平成25年4月23日（火曜日）8時38分～9時33分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 塚原委員 松尾委員
（事務局）伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査

○議事事項

1 平成25年4月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成25年度佐賀県警察官A採用試験〔第2回〕の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 試験区分及び採用予定者数
男性一般 23名程度
武道指導（柔道） 2名程度
武道指導（剣道） 2名程度
女性一般 3名程度

2 受験資格

次表の資格等を満たす者とする。

試験区分	男性一般	武道指導（柔道）	武道指導（剣道）	女性一般
性別	男性に限る。			女性に限る。
年齢	昭和59年4月2日以降に生まれた者			
学歴	次の（1）、（2）のいずれかを満たす者 （1）学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者 （2）防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校大学部その他人事委員会が（1）と同等と認める学校を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者			

段 位	—	柔道の三段以上の段位を有する者	剣道の三段以上の段位を有する者	—
その他	日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者			

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

7月14日（日）、県立佐賀商業高等学校にて、男性一般及び女性一般については、教養試験、体力試験及び身体測定を行い、武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）については、前記の試験科目のうち体力試験に替えて実技試験を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とする。問題数は50問で、男性一般及び女性一般は160点満点、武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）は80点満点とし、時間は2時間30分とする。

イ 体力試験

男性一般及び女性一般については、（ア）、（イ）を行い、武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）については、（イ）についてのみ行う。

（ア）立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ及び時間往復走の4種目を行い、40点満点で評定する。

また、基準は次表のとおりとし、4種目のうち2種目について基準に達しない者は不合格とする。

（種目）	男 性	女 性
立幅跳び	204cm以上	139cm以上
上体起こし	30秒間に14回以上	30秒間に7回以上
腕立て伏せ	2秒に1回のリズムで9回以上	2秒に1回のリズムで4回以上
時間往復走	15秒間に35m以上	15秒間に29m以上

（イ）警察官として必要な握力を有しているかどうか検査を行う。

また、基準は次表のとおりとし、基準に達しない者は不合格とする。

（種目）	男 性	女 性
握 力	38kg以上	24kg以上

ウ 実技試験

武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）については、（ア）、（イ）を行い、120点満点で評定する。

（ア）武道指導（柔道）は、柔道の技能について試験を行う。

（イ）武道指導（剣道）は、剣道の技能について試験を行う。

エ 身体測定

警察官として必要な身体的状況にあるかどうか測定を行う。

また、基準は次表のとおりとし、基準に達しない者は不合格とする。

(区分)	男 性	女 性
身 長	1 6 0 cm以上	1 5 0 cm以上
胸 囲	7 8 cm以上	—
体 重	4 7 kg以上	4 3 kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力0. 6以上又は矯正視力1. 0以上であること	
色 覚	職務遂行上支障がないこと	
その他	職務遂行上必要な身体的状況にあること	

オ 第1次試験合格者の決定

試験区分ごとに、(ア)、(イ)の方法により第1次試験合格者を決定する。

(ア) 男性一般及び女性一般

教養試験及び体力試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有し、かつ、体力試験及び身体測定基準を満たす者について、教養試験及び体力試験それぞれの得点を合計した得点により、試験区分ごとに採用予定者数を考慮して、高点順に決定し、7月23日(火)に発表を行う。

(イ) 武道指導(柔道)及び武道指導(剣道)

教養試験及び実技試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有し、かつ、体力試験及び身体測定基準を満たす者について、教養試験及び実技試験それぞれの得点を合計した得点により、試験区分ごとに採用予定者数を考慮して、高点順に決定し、7月23日(火)に発表を行う。

(2) 第2次試験

8月上旬～中旬、警察本部会議室等にて、論文試験、面接試験Ⅰ、面接試験Ⅱ、適性検査及び身体検査を行う。

また、第2次試験の評定方法等については警察本部長で定め、佐賀県人事委員会事務局長(以下、「事務局長」という。)に協議する。

ア 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。

イ 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

ウ 面接試験Ⅱ

面接員2名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

エ 適性検査

警察官として職務遂行上必要な素質・適性の有無についての検査を実施する。

オ 身体検査

警察官として職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査を実施する。

4 最終合格者の決定

第2次試験のすべての試験科目に合格となった者について、第1次試験及び第2次試験(論文試験及び面接試験)それぞれの得点を合計した総合得点(600点満点)により、試験区分ごとに、採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、9月上旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等について調査の結果、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

- (1) インターネット申込 5月20日(月)9時から6月7日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。
- (2) 持参による申込 5月20日(月)から6月7日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。
(土曜日及び日曜日は除く。)
- (3) 郵送による申込 5月20日(月)から6月7日(金)までとする。
(6月7日(金)の消印があるものまで有効)

8 採用候補者名簿の効力

平成25年10月1日から1年間とする。

9 共同試験依頼都府県

警視庁、愛知県、大阪府、兵庫県(4都府県で12名採用)

3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定により、佐賀県知事及び佐賀県教育委員会から平成25年4月1日付け組織改正等について通知があり、内容を審査した結果、地方公務員法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を変更する必要があると認められるため、管理職員等の範囲を定める規則別表の一部を改正する。(施行期日 公布の日)

(改正の概要)

◎新たに指定する職

- 知事部局(本庁)
 - ・企業立地統括監
 - ・歯科医療総括監
- 教育委員会事務局(現地機関)
 - ・教育事務所(本所) 管理主事
 - (支所) 管理主任

◎指定されている職について限定を設けるもの

- 教育委員会事務局(現地機関)
 - ・教育事務所(本所) 副所長

◎指定から除外する職

○知事部局（本庁）

・総合防災統括監

4 災害派遣手当等に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に伴い、佐賀県職員給与条例の一部が改正されたため、災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する。

施行期日 公布の日（平成25年4月13日から適用）

（改正内容）

新たに、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加える。（第1条～第3条）

○報告事項

1 平成25年職種別民間給与実態調査の実施について

調査の概要について報告した。

【説明】

（主なもの）

1 目的

県職員の給与と県内民間事業所の従業員の給与とを比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象

（1）調査対象事業所

平成25年4月（4月分の最終給与締切日）現在において、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の367事業所（全国56, 345事業所）

（2）調査実施事業所

158事業所（全国12, 510事業所）※人事院が無作為抽出

3 調査実施期間

平成25年5月1日（水）から6月18日（火）まで（49日間）

4 調査内容

（1）従来からの調査項目

- ① 個人別給与の支給状況（職種別、年齢別、学歴別等）
- ② 初任給の支給状況及び採用状況（職種別、学歴別）
- ③ 賞与及び臨時給与の支給状況（支給総額、支給人員数、支給月数等）
- ④ 本年の給与改定の状況（改定率、実施時期等）
- ⑤ 諸手当の支給状況（家族手当、住宅手当の支給状況）
- ⑥ 時間外労働割増率の状況
- ⑦ 雇用調整の状況

(2) 追加調査項目

- ① 定年退職後の継続雇用制度等の状況

(3) 削除調査項目

- ① 管理監督者の平日の深夜労働に対する賃金の支給状況
- ② 高齢層従業員（50歳以上）の賃金管理等の状況

5 調査方法

人事委員会事務局職員が調査事業所を訪問調査（116事業所（うち他県事業所4件））

※本県調査実施事業所158件のうち46件は、人事院または他都道府県人事委員会により調査

2 職種別民間給与実態調査に関わる要請書等について

全国人事委員会連合会会長へ公務員連絡会地方公務員部会が提出した「民間給与実態調査に関わる要請書」及び公務労組連絡会等が提出した「政府による給与削減に反対し、地方公務員給与の改善を求める要請書」について報告した。

○その他

1 行事予定について